⑹　早期業務においては、当機構が実施する関係機関等との調整及び基本設計に基づいて、次の業務を実施する。
①　目標工期の最短化の実現やコスト縮減等、施工の前段階に関する検討
②　工事の施工に関連する調査、設計等業務の管理
③　公共団体等との設計協議
④　施工開始後の他企業との調整
⑤　地盤調査、埋設物調査及び土壌汚染調査（以下「地盤調査等」という。）並びに地形測量等
⑥　許認可等に係る図書作成
⑦　工事施工（早期整備工事）
津波復興拠点整備事業（整備面積Ａ＝5.7　）
切土工Ｖ＝12万㎥、盛土工Ｖ＝33万㎥、防災工、仮設道路工、仮排水工、構造物等撤去工　一式
土地区画整理事業（整備面積Ａ＝24　）
盛土工Ｖ＝54万㎥、防災工、仮設道路工、構造物等撤去工　一式
⑧　履行期間　契約締結の翌日から平成28年３月15日までとする。
⑺　次期業務においては、段階的に整備を図るものとし、当機構が実施する関係機関等との調整と連携して、次の業務を実施する。
①　目標工期の最短化の実現やコスト縮減等、施工の前段階に関する検討
②　工事の施工に関連する調査、設計等業務の管理
③　公共団体等との設計協議
④　施工開始後の他企業との調整
⑤　地盤調査等及び地形測量等
⑥　関連事業との調整を踏まえた施工計画の提案
⑦　許認可等に係る図書作成
⑧　工事施工（次期整備工事）
土地区画整理事業区域（整備面積Ａ＝68　）
盛土工Ｖ＝55万㎥、道路工、舗装工、排水工、防災工、上水道、公共下水道等　一式
⑨　履行期間　発注者が①から⑧までのいずれかの次期業務の開始を指示した日から平成29年９月30日までとする。
⑻　業務費用について
①　業務の実施に必要な費用は、業務の実施に要する原価（以下「業務原価」という。）とマネジメント業務に要するマネジメントフィーとし、その合計をコストプラスマネジメントフィーという。
なお、本業務は、オープンブック方式（業務費用を受注者に支払う過程において、支払金額とその対価の公正さを明らかにするため、受注者が発注者に全てのコストに関する情報を開示し、発注者又は第三者が監査を行う方式。以下同じ。）を採用する。
②　業務原価は、地盤調査等の調査原価、地形測量等の測量原価、基本設計の修正及び詳細設計の実施に必要な設計原価並びに工事施工に係る工事原価とする。
③　マネジメントフィーは、「調査・測量・設計」及び「工事施工」の業務区分に応じて設定するものとする。
なお、「調査・測量・設計」及び「工事施工」のマネジメントフィーを各々の想定業務割合で加重平均し算出した合算マネジメントフィーは、業務原価の10％を目安とするが、技術提案書において、マネジメントフィーの率についての提案を受け付ける。また、マネジメントフィーは、早期業務及び次期業務ともに同率とする。

２　参加資格　技術提案書の提出者は、次の資格を有する者であること。
⑴　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
⑵　当機構東日本地区における土木工事に係る平成25・26年度の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、総務人事等担当理事が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　当機構東日本地区における土木工事に係る平成25・26年度の一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,200点（⑸②㈺の共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること（⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,200点（共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。）。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　下記①又は②の資格を有する者であること。
①　単独申込み（建設コンサルタントが申込者の一員となる場合を含む。）の場合　次の㈠及び㈺の条件を満たす者（�haに該当する場合は㈺の条件を満たす者）
㈠　設計に関して公共団体等協議の業務実績を有する者
㈺　大規模土工（概ね50万㎥以上をいう。）を伴う土木工事の施工実績を有する者
�ha　建設コンサルタントを申込者の一員とする場合には、次のａ及びｂの条件を満たす者（申込者の一員となる建設コンサルタントは２者以内とする。）
ａ　当機構東日本地区における平成25・26年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争参加資格について、「土木設計」の認定を受けている者
ｂ　㈠の条件を満たす者
②　共同申込み（建設コンサルタントが申込者の一員となる場合を含む。）の場合（共同申込みによる共同企業体の構成員数は、建設コンサルタントを除き、３者以内とする。）
㈠　共同企業体の代表者は、①の条件を満たす者（�haに該当する場合は①㈺の条件を満たす者）
㈺　共同企業体の代表者以外の構成員については、①の条件を満たす者（�haに該当する場合は、①㈺の条件を満たす者）
�ha　建設コンサルタントを申込者の一員とする場合には、次のａ及びｂの条件を満たす者（申込者の一員となる建設コンサルタントは２者以内とする。）
ａ　当機構東日本地区における平成25・26年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争参加資格について、「土木設計」の認定を受けている者
ｂ　①㈠の条件を満たす者
㈡　本業務の企画競争に参加を希望し、参加表明書を提出しようとする共同企業体は、「競争参加者の資格に関する公示」（平成25年７月31日付震災復興推進役公示、当機構ホームページで閲覧のこと。）に示すところにより、震災復興推進役から釜石市片岸・鵜住居地区震災復興事業の工事施工等に関する一体的業務に係る共同企業体としての競争参加者の資格の認定を受けているものであること。
⑹　参加表明書の提出期限の日から見積合せの時までの期間に、当機構から本件工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
⑺　参加表明書の提出期限の日から見積合せの時までの期間に、釜石市から指名停止の措置を受けていない者であること。
⑻　工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。不誠実な行為とは、当機構発注工事において重大な瑕疵が認められるにもかかわらず、瑕疵の存在自体を否定する等の行為をいう。
⑼　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。
⑽　次に掲げる基準を満たす技術者を専任で配置できる者であること。ただし、①及び②の兼任は可とする。
なお、共同企業体の場合、①については代表者から選定すること。
①　本業務全般を管理する統括管理技術者
㈠　建設発生土等の運搬を伴う土木工事の調査・設計業務又は工事において、指導的立場（設計における管理技術者及び工事における監理技術者、主任技術者又は現場代理人）で従事した経験を有する者であること。
㈺　申込者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
なお、恒常的な雇用関係とは、参加表明書の提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。
②　工事施工に係る主任技術者又は監理技術者
㈠　一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
なお、「同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。
・同等以上の資格を有する者と大臣が認定した者